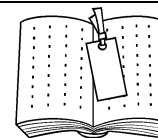


【資料】 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（抜粋）



（定義）

第2条 2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。

3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民及び事業者の責務）

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

（障害福祉サービス提供事業者の責務）

第7条 障害福祉サービス提供者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目

線の障害者福祉の推進に努めなければならない。
（基本計画の策定）

第8条 知事は…＜略＞…基本的な計画を定めなければならない。

2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（基本計画に定める施策） ＜以下要約＞

- (1) 医療、介護、福祉等
- (2) 各種の相談に総合的に応じられる施策
- (3) 教育保障、生涯学習のための施策
- (4) 障害児の療育とそれに関連する施策
- (5) 多様な就労機会の確保・雇用促進
- (6) 住宅の確保、住宅の整備の促進
- (7) 公共的施設の構造及び設備、移動しやすい環境の整備
- (8) 情報の取得・利用、意思疎通のための情報の提供
- (9) 障害者及び扶養者の経済的負担軽減と自立促進
- (10) 文化芸術活動・スポーツ・レクの環境整備
- (11) 防災・防犯・消費者被害防止と救済
- (12) 行政機関等の手続を円滑にする環境整備
（意思決定支援の推進）

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、…必要な情報提供、相談及び助言を行う体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

以下、権利擁護、差別・虐待の禁止、社会的障壁の除去、障害者の家族等に対する支援、政策立案過程への当事者の参加など重要な内容が規定されていますが紙面が足りないため、今号では割愛します。

今年8月に国連の障害者権利委員会と日本政府との『障害者権利条約』に関する対話がやっと実現。その結果に基づく 総括所見(勧告)の政府による公定訳はまだ公表されませんが、併せて学びたいと思います。